

- 6 届出書の縦覧の場所  
長野県商工部産業振興課又は長野県諏訪地方事務所商工雇用課
- 7 縦覧の期間  
平成17年3月17日から平成17年7月19日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県商工部産業振興課又は長野県諏訪地方事務所商工雇用課

産業振興課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年3月17日

長野県知事 田中康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ダイエー長野若里店  
長野市若里3-22-1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
京阪神不動産(株)  
大阪府大阪市中央区瓦町4-2-14
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(変更前)

氏名(名称)	代表者の氏名	住所
(株)ダイエー	高木邦夫	兵庫県神戸市中央区港島中町4-1-1
内藤商事(株)	内藤忠茂	東京都中央区東日本橋2-23-2
(株)ビジョンメガネ	吉田武彦	大阪府東大阪市長栄寺4-2
(株)東京デリカ	木山茂年	東京都葛飾区新小岩1-48-1
(有)ゼロワンプランニング	市川順三	須崎市大字幸高322-3
(株)アストールほしの	星野達夫	長野市南千歳1-28-3
(株)きょうしん	小山昌人	群馬県前橋市三俣町3-16-12
(株)シーポートカンパニー	塚田浩二	長野市大字稲葉2674-1

(変更後)

氏名(名称)	代表者の氏名	住所
(株)ダイエー	蓮見敏男	兵庫県神戸市中央区港島中町4-1-1
内藤商事(株)	内藤忠茂	東京都中央区東日本橋2-23-2
(株)ビジョンメガネ	吉田武彦	大阪府東大阪市長栄寺4-2
(株)東京デリカ	木山茂年	東京都葛飾区新小岩1-48-1
(有)ゼロワンプランニング	市川順三	須崎市大字幸高322-3
(株)アストールほしの	星野達夫	長野市南千歳1-28-3
(株)きょうしん	小山昌人	群馬県前橋市三俣町3-16-12
(株)シーポートカンパニー	塚田浩二	長野市大字稲葉2674-1

4 変更した年月日

平成16年10月22日

5 届出年月日

平成17年3月1日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成17年3月17日から平成17年7月19日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工雇用課

産業振興課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年3月17日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コープながの 松本村井店

松本市芳川小屋964ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

生活協同組合 コープながの

長野市篠ノ井御幣川668

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
生活協同組合 コープながの	午前10時	午後9時
(有)ティンカーベル		

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
生活協同組合 コープながの	午前9時	午後11時
(有)ティンカーベル		

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	変更前	変更後
1	午前9時30分から 午後9時30分まで	午前8時30分から 午後11時30分まで
2	午前9時30分から 午後11時30分まで	
3		

4 変更年月日

平成17年4月1日

5 届出年月日

平成17年 3月 1日

- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所  
長野県商工部産業振興課及び長野県松本地方事務所商工雇用課
- 7 縦覧の期間  
平成17年 3月17日から平成17年 7月19日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年 5月19日付け12産振第137号)様式第 8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工雇用課

産業振興課

**公告**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第 6 条第 2 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年 3月17日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
グリーンプラトゥ望月店  
北佐久郡望月町大字協和字下田119- 1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
(株)アート建築設計室  
北佐久郡望月町大字望月15- 3  
(有)大田薬品  
北佐久郡望月町大字望月172
- 3 変更しようとする事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小 売 業 者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	午前 9 時	午後11時
(有)大田薬品	午前10時	午後 9 時
(有)ヤマダ	午前 9 時	午後 9 時
飯島昇一	午前 9 時	午後 7 時

(変更後)

小 売 業 者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	24時間	
(有)大田薬品	午前 9 時	午後 9 時
(有)ヤマダ	午前 9 時	午後 9 時
飯島昇一	午前 9 時	午後 9 時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	変 更 前	変 更 後
1	午前 8 時30分から 午後11時30分まで	24時間
2	午前 8 時30分から 午後 9 時まで	午前 8 時30分から 午後 9 時まで

- (3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変 更 前	変 更 後
午前 5 時30分から午後 9 時まで	午前 5 時から午後 9 時まで

- 4 変更する年月日  
平成17年 4月28日
- 5 届出年月日  
平成17年 3月 2日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所  
長野県商工部産業振興課又は長野県佐久地方事務所商工雇用課
- 7 縦覧の期間  
平成17年 3月17日から平成17年 7月19日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年 5月19日付け12産振第137号)様式第 8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県商工部産業振興課又は長野県佐久地方事務所商工雇用課

産業振興課

**公告**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第 6 条第 2 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年 3月17日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
西友殖生店・ドラッグてらしま更殖店  
千曲市大字寂蒔522- 1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
(株)エス・エス・ブイ  
長野市川中島町御厨石河原37  
寺島薬局(株)  
茨城県つくば市天久保 2-17- 5
- 3 変更しようとする事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	午前9時	午後9時
寺島薬局(株)	午前9時	午後9時

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	24時間	
寺島薬局(株)	午前9時	午後9時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	変更前	変更後
1	午前8時30分から 午後9時30分まで	24時間
2		

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	変更前	変更後
1	午前7時から午前9時まで	午前7時から午前9時まで
2	午前2時から午後3時まで	午前5時から午後6時まで
3	午前6時から午後8時まで	午前6時から午後8時まで

4 変更する年月日

平成17年5月20日

5 届出年月日

平成17年3月2日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成17年3月17日から平成17年7月19日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工雇用課

産業振興課

## 公告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第7条第1項の規定により特定鳥獣保護管理計画(カモシカ)を定めましたので、同条第7項において準用する同法第4条第4項の規定により次のとおり公表します。

平成17年3月17日

長野県知事 田中康夫

1 名称

特定鳥獣保護管理計画(カモシカ)

2 計画期間

平成17年4月1日から平成19年3月31日まで

3 計画の目的

科学的及び計画的な保護管理により、カモシカの地域個体群を安定的に維持しつつ、カモシカの農林業被害等の軽減を図ることとする。

4 計画の対象地域

長野県全域

5 計画書の閲覧場所

長野県林務部森林保全課及び各地方事務所林務課

6 問い合わせ先

長野県林務部森林保全課森林鳥獣保護係

(電話) 026 (235) 7270

森林保全課

## 公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第1項の規定により、都市計画事業の認可の告示がありましたので、同法第66条の規定により次のとおり公告します。

平成17年3月17日

長野県知事 田中康夫

1 施行者の名称

長野県

2 都市計画事業の種類及び名称

茅野都市計画道路事業 3・5・15号上川橋線

3 事務所の所在地

諏訪建設事務所(諏訪市上川1-1、644-10)

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

茅野市ちの字原地下及び八日市場地内

(2) 使用の部分

なし

都市計画課

## 公告

都市再開発法(昭和44年法律第38号)第50条の2第1項の規定により、市街地再開発事業の施行について次のとおり認可しました。

平成17年3月17日

長野県知事 田中康夫

1 市街地再開発事業の種類及び名称

長野都市計画長野銀座D-1地区第一種市街地再開発事業

2 事務所の所在地

長野市吉田2丁目24番11号

3 再開発会社の名称

長野D-1再開発株式会社

4 施行認可の年月日

平成17年3月8日

5 事業施行期間

平成17年3月8日から平成19年3月31日まで

## 6 施行地区

長野市大字鶴賀字清水田1170-1の一部、1170-4の一部、1170-6、1170-7の一部、1170-8、1191-6、1191-7、1192-5、1192-9、1198-1の一部、1198-2、1207-1、1207-4、1207-5の一部、1207-5地先の一部、1207-6の一部、1207-7の一部、1207-8、1207-9、1207-10、1207-11、1207-12、1207-14、1207-15、1207-17、1207-21、1207-24、1207-25、1212-ロ、1213-3、1213-4の一部、1213-4地先の一部、1258-1、1258-4、1258-5、1258-6、1258-8、1268-2の一部及び1268-2地先の一部

## 7 事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日まで

## 8 公告の方法

2に掲げる事務所及び施行者が適当と認める場所に掲示して行います。

## 9 権利変換を希望しない旨の申し出をすることができる期限

平成17年4月15日

建築管理課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年3月17日

長野県立須坂病院長 小口 寿夫

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達をする役務

長野県立須坂病院中央監視業務委託一式

## (2) 役務の特質

長野県立須坂病院の空調、電気、給排水及び防災設備の運転及び監視業務並びに日常警備、緊急時対応、小破修繕等の業務

## (3) 履行期間

平成17年4月1日から平成18年3月31日まで

## (4) 履行場所

須坂市大字須坂1332

長野県立須坂病院

## (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当することとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 過去に150床以上の病院の中央監視業務契約を誠実に履行した実績を有する者であること。

(5) 2級以上のボイラー技師その他の病院が必要とする有資格者を配置できる者であること。

(6) 中央監視業務履行に必要な人員を配置できる者であること。

## 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

須坂市大字須坂1332

長野県立須坂病院 事務局

電話 026 (245) 1650 内線 3140

## 4 入札手続等

## (1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成17年3月30日 午前11時

イ 場所 長野県立須坂病院 北棟4階講堂

## (2) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成17年3月25日(金)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

## (3) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (4) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (5) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

## (6) 契約書作成の可否

必要とします。

## (7) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

## 5 その他

(1) 本件入札は、本契約に係る予算が議会で可決され、4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じます。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

医務課県立病院室

公告

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しました。

平成17年 3月17日

長野県公営企業管理者 古 林 弘 充

名 称	所 在 地	指 定 年月日
株式会社オカザワ住建	長野市小島田町1009番地	平成17年 3月10日
きさらぎ水工	上田市大字築地51番地27	平成17年 3月10日

水 道 課

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、長野県知事から平成16年度定期監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨次のとおり通知がありました。

平成17年 3月17日

長野県監査委員 丸 山 勝 司  
 同 樽 川 通 子  
 同 東 方 久 男  
 同 木 下 茂 人  
 16医第753号

平成17年（2005年）2月24日

長野県監査委員 様

長野県知事 田 中 康 夫

監査の結果に関する報告に基づく措置について（通知）

平成17年2月15日付で長野県監査委員から提出のあった監査に関する報告に基づき、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により通知します。

記

監査対象機関	監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
医務課県立病院室	こども病院において、平成12年に完成した病棟で未使用となっている病棟があるので、計画的な活用を検討してください。	こども病院の北棟は、平成12年9月の竣工後、1～3階は使用しているが、4階部分（第4病棟、第5病棟）は未使用となっていた。 活用については、平成16年度に混合病棟であった第1病棟の療養環境改善及び慢性呼吸障害児の在宅療養への移行促進のため、第5病棟を開設したところである。 なお、第4病棟の開設については、病院事業会計の経営状況等を勘案しながら検討していく。

監査委員事務局

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年 3月17日

長野県飯田消費生活センター所長 久保田 篤

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県飯田消費生活センター庁舎清掃業務委託

(2) 役務の特質

長野県飯田消費生活センター庁舎及びその構内の清掃作業

(3) 履行期間

平成17年4月1日から平成18年3月31日まで

(4) 履行場所

飯田市追手町2丁目641-47

長野県飯田消費生活センター庁舎及びその構内

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）の規定に基づき建築物における清掃を行う事業について長野県知事の登録を受けた者であること。

(5) 飯田市、伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡及び下伊那郡の区域内に本店、営業所等を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

飯田市追手町2丁目641-47

飯田消費生活センター

電話 0265 (24) 8058

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成17年3月29日（火） 午前10時

ただし、本契約に係る予算の議決が3月29日以降になった場合は、その議決のあった日の翌日（その日が土曜日又は日曜日に当たるときは、その日の直後の月曜日）の午前10時とします。

イ 場所 長野県飯田消費生活センター 談話室2

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成17年3月25日(金)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

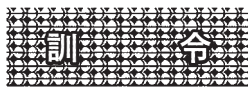
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) 本件入札は、本契約に係る予算が長野県議会で可決され、平成17年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じます。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

生活文化課



長野県教育委員会訓令第1号

南佐久郡佐久町立佐久東小学校  
南佐久郡佐久町立佐久中央小学校  
南佐久郡佐久町立佐久西小学校  
南佐久郡佐久町立佐久中学校  
南佐久郡八千穂村立八千穂小学校  
南佐久郡八千穂村立八千穂中学校

平成17年3月20日付けで別に人事通知書を交付されない者は、次により発令されたものと心得てください。

平成17年3月17日

長野県教育委員会

平成17年3月19日において、現に南佐久郡佐久町又は同郡八千穂村の公立学校(共同調理場を含む。)の校長、教員(教頭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び講師をいう。以下同じ。)、学校

栄養職員又は事務職員に任命されている者は、町村の廃置分合に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第40条の規定により本職を免じ、南佐久郡佐久穂町の公立学校のそれぞれ校長、教員、学校栄養職員又は事務職員に任命し、現に給されている職務の級の号俸、給料月額又は給料の調整額を給し、引き続き現にある職に相当する当該学校の当該職に補する。

義務教育課